

公募要領

1. 事業名

令和7年度ユネスコ未来共創プラットフォーム for 2030 ～UNESCOconnect～事業

2. 事業の趣旨

戦後から現在に至るまで、我々を取り巻く環境は著しく変化しており、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の取組とそれに対する日本の関与及び国内のユネスコ活動は、常にその時々状況に応じて変化することが求められる。日本ユネスコ国内委員会は、令和6年3月に「国際情勢等を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言」を取りまとめ、ユネスコに対する日本政府の関与の在り方や国内のユネスコ活動の在り方を再考した。

この提言では、特に国内におけるユネスコ活動の在り方として、①多様なネットワークの活性化、②認知度向上のための広報の強化、③ユース（若者）によるユネスコ活動の推進、④ユネスコ登録事業等における実施者の主体的かつ継続的な取組が求められている。これを受け、本事業は、国内外の多様な主体間の連携・協働・学び合いを活性化させ、ユネスコの理念・ユネスコ活動を更に普及・促進していくこと、また、国際社会が一致して取り組むSDGsの達成年限である2030年に向けて、令和2年度に開始したユネスコ未来共創プラットフォーム事業を拡充し、ユネスコ活動を社会全体（Whole Society）で展開することにより、SDGs達成に貢献することを目指す。

3. 事業の内容

以下事項(1)、(2)に掲げる各事項について、それぞれ公募を行う。同一団体が複数事項に応募することを妨げない。

各事項について委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、上記2.で述べた提言や、ユネスコ及び日本ユネスコ国内委員会における議論等を踏まえるとともに、文部科学省とも協議しつつ、具体的な事業運営を行うこととする。また、事項(1)、(2)の受託団体は、連携して業務にあたるものとする。

(1) ユネスコ未来共創プラットフォームの運営

国内外の多様な主体間の連携促進やユネスコ活動の認知度向上のため、本事業を総括し推進するプロモーター役を担うプラットフォームを構築・運営する。

① プラットフォーム事務局の運営

- ・プラットフォームの運営に係るワーキンググループの設置、会合開催
- ・ユネスコ活動に関する日本国内での認知度向上のための6年間の広報戦略の提案
- ・ポータルサイト（日・英）の運用・コンテンツの拡充
- ・国内外のユネスコ活動やSDGsの実現に取り組んでいる団体等に関する情報の集約、ユネスコ活動全般の認知度向上につながる効果的な情報発信
- ・多様なステークホルダー（③調査研究実施団体を含む）を巻き込んだイベント等の企

画・運営

- ・民間企業等の知見や資源を生かした、ユネスコ活動の支援方策の提案

※留意点

- ・ポータルサイトについては、既存のユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトを受け継ぐこと。また、事項(2)ユースによるユネスコ活動活性化支援事業の成果を本ポータルサイトにて発信すること。
- ・情報発信やイベント等の企画にあたっては、特に、これまでユネスコ活動等に関心がなかった層へのアプローチ方策及び SDGs の達成目標年である 2030 年に向けた国内での更なる普及方策を提案とすること。
- ・イベント等の企画にあたっては、以下を参考にして提案すること。

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
企画検討	ユネスコ創設 80 周年・日本のユネスコ加盟 75 周年	企画検討			SDGs 達成目標年

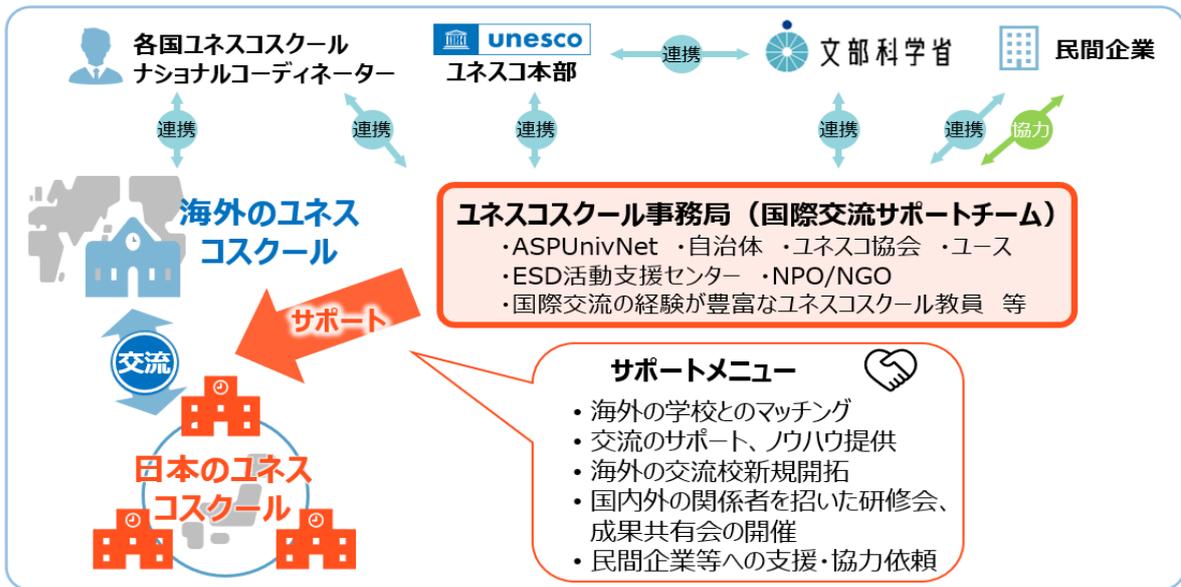
② ユネスコスクール事務局の運営

- ・ユネスコスクールの加盟申請・国内審査・定期レビューに係る業務
- ・ユネスコスクール公式ウェブサイト（日・英）の運用、コンテンツの充実
- ・ユネスコスクールの活動を支援するための指導・助言や研修会等の実施
- ・ユネスコスクールの国際交流推進事業の企画・運営
- ・ユネスコスクール全国大会及び地方研修会の開催
- ・ユネスコスクール年次活動報告、継続意向調査等の取りまとめ、集計業務
- ・ASPUnevNet の運営委員会、連絡会等の開催補助
- ・ASPUnevNet の加盟大学が実施する指導、助言、調査等に係る事務処理・調整等

※留意点

- ・ユネスコスクール事務局の運営にあたっては、ユネスコが作成した「UNESCO Associated Schools Network: guide for national coordinators」を踏まえつつ、文部科学省・日本ユネスコ国内委員会と定期的に協議を行うこと。
- ・ユネスコスクール定期レビューについては、約 1,000 校ある加盟校を 5 年間に分けて実施すること。現在の実施方法については、14. その他(9)を参考とすること。
- ・ウェブサイトは既存のユネスコスクール公式ウェブサイトを受け継ぐこと。
- ・ユネスコスクール全国大会及び地方研修会の開催地や日時、テーマ等については、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省との協議で決定すること。地方研修会は、地域バランスを取りつつ、毎年 3 都市以上で実施し、6 年間で国内全域を網羅する計画とすること。
- ・ユネスコスクールの国際交流推進事業については、下のイメージ図とスケジュール例を企画提案の参考にすること。また、各年度の交流状況を参加校から発表する場をユ

ネスコスクール全国大会や地方研修会で設けること。



1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
計画立案 協議会の開催 参加募集	← 10校の交流 →		← 20校の交流 →		成果報告会 報告書作成
		← 20校の交流 →		← 10校の交流 →	

※交流校数は例であり、この通りの企画提案とする必要はない。

※ユネスコスクール…ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するために発足したネットワークであり、現在世界182の国・地域で12,000校以上、日本国内では、2023年度末時点で、1,090校が加盟している。

※ユネスコスクール支援大学間ネットワーク (ASPUnivNet) …ユネスコスクールのパートナーとして、ユネスコスクールの活動を支援する大学のネットワーク。

③ユネスコ活動に関する調査研究（再委託業務）

- ユネスコ活動の活性化につながる教育・科学・文化等の各分野に関する調査研究の公募・審査・実施

＜テーマ例＞

- E S Dの視点を組み込んだカリキュラム・教材・プロジェクト等の開発
- 教育委員会や大学等と連携したE S Dに関する研修や講義のモデル形成
- ユネスコエコパークの管理運営強化、新規申請促進のための情報収集・マテリアル開発
- ユネスコ「世界の記憶」申請物となり得る記録物に関する情報収集、記録物の保全管理のためのマテリアル開発
- 教育・科学・文化等の分野を超えたユネスコ活動の連携、SDGsの実現に向けて取り組んでいる団体間の連携に関するモデル形成

※留意点

- ・調査研究のテーマは、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省との協議で決定すること。
- ・7月までには国内の団体に対して公募を行い、外部有識者による審査の上、事業テーマに関する知見及び実績等を有する団体に再委託して実施すること。
- ・調査研究の実施状況管理及び実施団体への助言等を行い、成果の最大化を図ること。
- ・1件当たりの上限は500万円とし、毎年度最低6件採択・実施すること。なお、1件に限り、受託団体自身が実施することを妨げない。
- ・調査研究の成果は、年度ごとに報告書にまとめ、評価・検証を行うこと。また、最終年度には、成果報告書または提言をまとめ、ユネスコ未来共創プラットフォームのポータルサイトで公表すること。

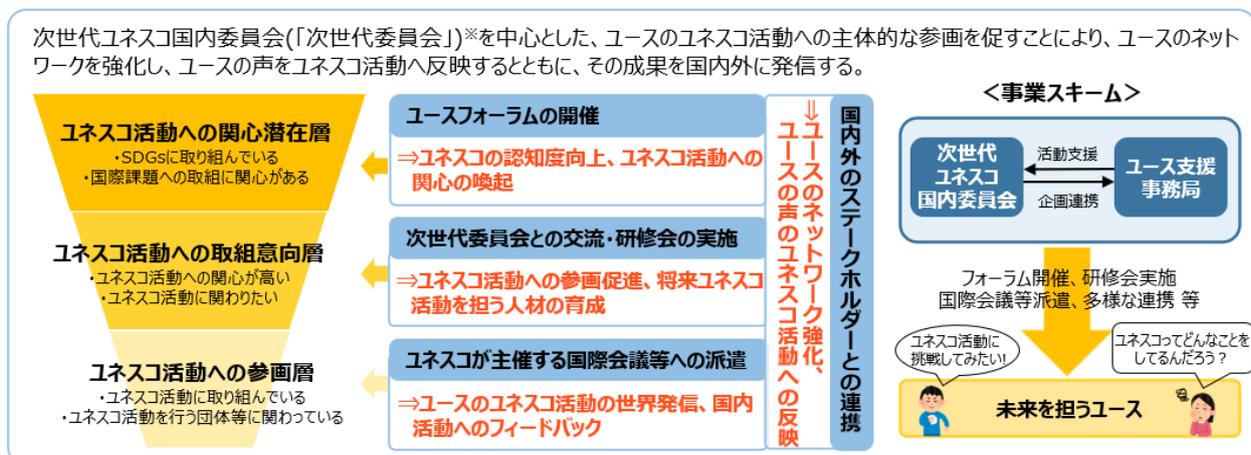
(2)ユースによるユネスコ活動活性化支援

ユースによる多様なステークホルダーとの連携、ユースフォーラムの開催、研修会の実施、国際会議への参加等の支援を通じて、ユースのユネスコ活動への主体的な参画を促すことにより、ユースのネットワークを強化し、ユースの声をユネスコ活動へ反映するとともに、その成果を国内外に発信する。

(業務内容)

- ・SDGsの達成年限である2030年に向け、SDGs達成の担い手であるユースのユネスコ活動への参画を促すための6か年戦略の策定と実践
- ・次世代ユネスコ国内委員会の活動支援・指導助言
- ・ユースフォーラムの企画・運営
- ・教育、科学、文化分野のユース研修会の企画・運営
- ・国内ユネスコ関係イベント等へのユースの派遣
- ・ユネスコが主催する国際会議等へのユースの派遣

(イメージ)



*未来を担う若者からの声を今後のユネスコ活動に反映させるために、2023年4月、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に正式設置（前身の委員会は2021年より活動）

※留意点

- ・戦略策定に当たっては、次世代ユネスコ国内委員会を含む多様なステークホルダーの声を集めること。また、3年目には戦略の見直しを行い、6年目にはこれまでの総括と今後に向けた提言の作成を行うこと。なお、6年目はユースフォーラム等の場で、これまでの総括と今後に向けた提言を公表することが望ましい。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2030年に向けた 戦略策定	→ 戦略に沿った事業実施	戦略の見直し	→ 戦略に沿った事業実施		6年間の総括 と今後に向け た提言の作成

- ・次世代ユネスコ国内委員会の活動支援・指導助言については、次世代ユネスコ国内委員会の会議の開催や委員との連絡調整、情報発信を含む。
- ・ユースフォーラム及びユース研修会の開催地や日時、テーマ等は、受託団体の企画提案に基づき、文部科学省及び次世代ユネスコ国内委員会との協議で決定すること。なお、テーマについては、2年に1度開催されるユネスコユースフォーラムと関連するものとするのが望ましい。また、ユースフォーラム及びユース研修会の運営については、再委託することを妨げない。
- ・本事業の成果はユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイト (<https://unesco-sdgs.mext.go.jp/>) に集約して発信すること。
- ・ユースを派遣する国内イベントや国際会議等については、文部科学省と協議の上で決定すること。
- ・イベント等の検討にあたっては、以下のユネスコの動向等を踏まえることが望ましい。

<当面のユネスコの動向>

- 2025年：ユネスコユースフォーラム
- 2026年：ユネスコ創設80周年・日本のユネスコ加盟75周年
- 2027年：ユネスコユースフォーラム
- 2029年：ユネスコユースフォーラム
- 2030年：SDGs 達成目標年

※次世代ユネスコ国内委員会…未来を担う若者からの声を今後のユネスコ活動に反映させていくために、2023年4月に日本ユネスコ国内委員会運営小委員会の下に正式設置された（前身の委員会は2021年より活動）。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第615号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

5. 公募対象

公募対象は法人格を有し、ユネスコを含む関係諸機関と密接な連携を図ることができる団体とする。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：令和7年度～令和12年度（6か年事業（予定））

ただし、毎年度2月頃に暫定版の事業完了報告書の提出を求め、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度の計画額の上限は以下のとおりとする。

(1) ユネスコ未来共創プラットフォームの運営：116,365千円

(2) ユースによるユネスコ活動活性化支援：15,000千円

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。
採択件数：(1)と(2)各1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和7年1月30日（木曜日）15時00分

登録締切：令和7年1月30日（木曜日）10時00分

開催方法：オンライン（zoom）

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること。

登録時に入力する氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

9. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省国際統括官付ユネスコ振興推進係

TEL：03-5253-4111（代）（内線2602）

E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① 企画提案書の様式は別添「事業計画書」を使用すること。
- ② 企画提案書は以下いずれかの方法で提出すること。

○E-mail

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メールの子名及び添付ファイル名の冒頭にはともに「(事業名) _ (法人名)」を入れること。
- ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は子名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・ 5部印刷し、簡易書留、宅配便等記録の残る方法で送付すること。
- ・ 応募書類の電子データ一式についても CD-ROM 等（USB 不可）により提出すること。
- ・ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

(3) 提出書類

① 企画提案書

※ 委託要項で定める事業計画書によって代えることとする。なお、必要に応じて、事業計画書に記載の内容を補足する資料を添付して構わない。

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書（別紙1）
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）
- ⑤ 寄附行為、定款又は会則、規約等団体の根拠を示す資料、役員名簿、最新の事業報告書・収支決算書、会計規則（旅費、人件費、謝金、会議費等）、その他団体の概要に関する書類
- ⑥ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限

令和7年2月12日（水曜日）12時必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mail でデータを送信した場合は送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

1.1. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1.2. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については、国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないので、その点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について、双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるので、その点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は、会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても、双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないので、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

1.3. スケジュール

(1) 審査：令和7年2月下旬頃

(2) 採択決定：令和7年3月上旬頃

(3) 契約締結：令和7年4月頃

1.4. その他

(1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には、速やかに届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後、ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理费率算定 根拠資料など）
 - ・再委託に係る委託業務経費内訳
 - ・別紙（銀行口座情報）
- (9) 企画提案書等の作成にあたっては、以下を参考とすること。
- ・ユネスコ：<https://www.unesco.org/en>
 - ・日本ユネスコ国内委員会：<https://www.mext.go.jp/unesco/>
 - ・国際情勢等を踏まえたユネスコ活動等の推進についての提言：
https://www.mext.go.jp/unesco/002/004/1346101_00001.htm
 - ・持続可能な開発目標（SDGs）：
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
 - ・ユネスコ未来共創プラットフォーム：<https://unesco-sdgs.mext.go.jp/>
 - ・SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業：
<https://www.mext.go.jp/unesco/018/index.htm>
 - ・ユネスコスクール公式ウェブサイト：<https://www.unesco-school.mext.go.jp/>
 - ・ユネスコスクール定期レビュー：
https://www.mext.go.jp/content/20240826-mxt_koktjou01-000037752_5.pdf

- UNESCO Associated Schools Network: guide for national coordinators :
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000261994>
- 次世代ユネスコ国内委員会:https://www.mext.go.jp/unesco/006/index_00002.htm

※この公募は、令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合があります。